



浄化槽を使用されている県民の皆様へ

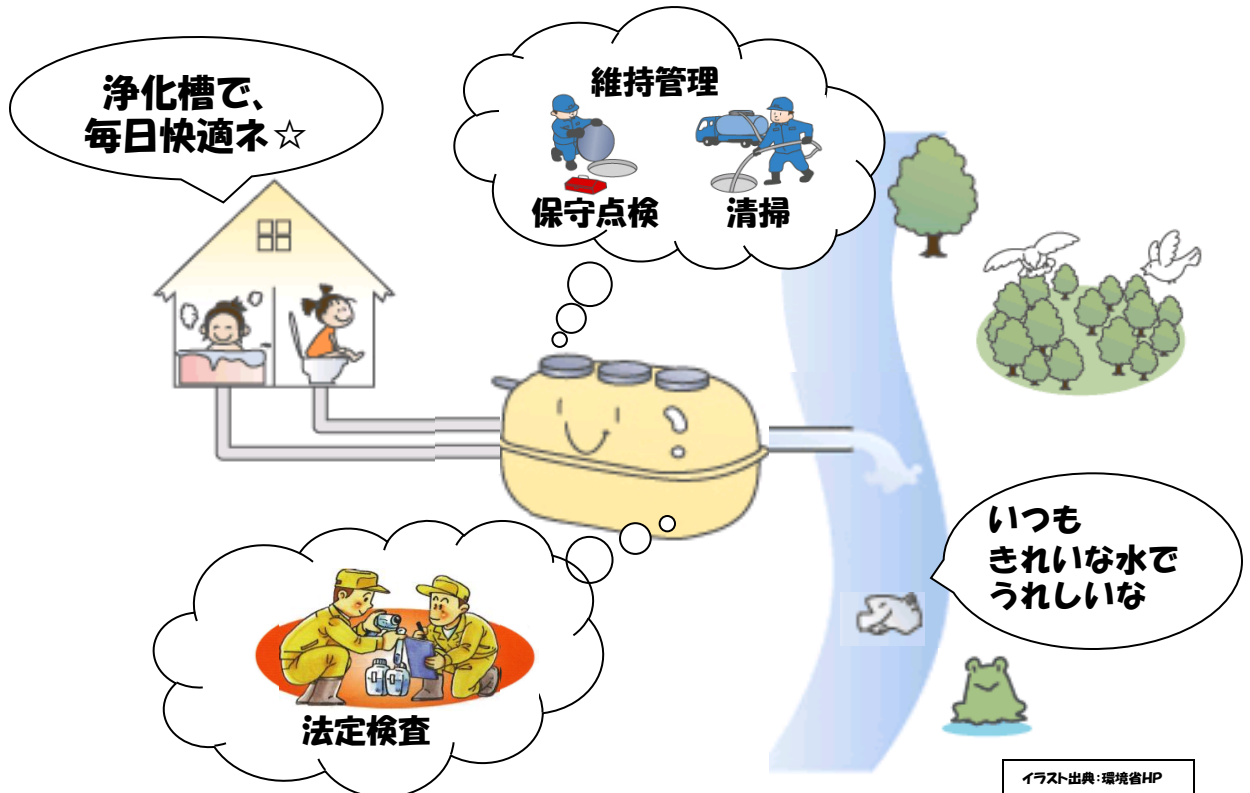
浄化槽の法定検査、 受けていますか？

浄化槽は、微生物の働きにより、家庭などからの汚水をきれいな水に浄化するもので、快適な生活や、環境の維持・向上に大きな役割を果たしています。

皆様の浄化槽が常に正常な機能を発揮するよう、浄化槽法では、浄化槽の管理者（設置者：通常世帯主の方）に、保守点検（浄化槽の機器等の点検）と清掃（たまった汚泥等の引き抜き）の実施、それから法定検査を受けることが決められています。

特に、法定検査は、保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が十分な機能を発揮しているかどうかを調べる大変重要な検査です。

県知事が指定した検査機関の一般社団法人山口県浄化槽協会が検査を行っていますので、検査依頼書が届きましたら、忘れずに受けてください。



詳しい解説、問い合わせ先などは、裏面をご覧ください。

浄化槽使用開始後の 法定検査について



検査の概要

検査種類、 頻度

●「設置後の水質検査」(7条検査)・・・使用開始後3～8ヶ月以内に実施
〔7条検査の後に、毎年1回の「定期検査」(11条検査)を受けることになります。〕

指定検査機関 (検査実施機関)

●(社)山口県浄化槽協会
問い合わせ先 Tel 083-925-1049

検査内容

●浄化槽の機能検査(外観検査)、放流水の水質検査、保守点検及び清掃の実施状況(書類検査)

検査結果 の取扱い

●法定検査員が検査を実施した後、検査結果が皆様に送付されます。(保健所にも報告され、不適正と判断された場合は、保健所等から改善の連絡があります。)

目的

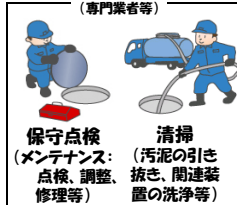
●浄化槽の設置状況、日頃の維持管理、機能を第三者の立場で確認するための検査です。

設置工事 (専門業者)



浄化槽の設置

維持管理 (専門業者等)



保守点検
(メンテナンス:
点検、調整、
修理等)

清掃
(汚泥の引き
抜き、関連装
置の洗浄等)



法定検査
(指定検査機関)



使用開始後の法定検査で皆様の浄化槽が適正に機能していることを確認しましょう。

Q&A・・・よくある質問

Q1 すべての浄化槽が、検査の対象となるのでしょうか。

A1 浄化槽の規模や処理方式にかかわらずすべての浄化槽が対象となっています。

Q2 浄化槽を設置して間もないのに、法定検査を受けるのですか？

A2 使用開始後の法定検査は、浄化槽の使用を開始して一定期間が経過した後に、設置工事の適否や浄化槽の正常な機能が発揮されているかを確認する大変重要な検査ですので、必ず受けてください。

Q3 法定検査を受けた後、「不適正」の通知を受けましたが、どうしたらいいのでしょうか。

A3 法定検査の結果は、①適正、②おおむね適正、③不適正の3段階の判定が記載されます。「不適正」の場合、保健所等から改善のための指示・連絡がありますので、不適の点について保守点検業者と相談し、改善してください。

● お問い合わせ先(詳細はお近くの健康福祉センター(保健所)へ)

【関係健康福祉センター一覧】

岩国健康福祉センター(0827-29-1528)
柳井健康福祉センター(0820-22-3631)
周南健康福祉センター(0834-33-6429)
山口健康福祉センター(083-934-2536)
宇部健康福祉センター(0836-31-3200)
萩健康福祉センター (0838-25-2666)

【お住まいの地域によっては、以下へお問い合わせください。】

※下関市にお住まいの方：下関市廃棄物対策課 (083-252-0978)
※萩市にお住まいの方：萩市下水道建設課 (0838-25-4651)
※長門市にお住まいの方：長門市生活環境課 (0837-23-1134)
※山口市にお住まいの方：山口市環境衛生課(083-941-2176)
※周南市にお住まいの方：周南市環境政策課(0834-22-8324)